

架蔵写本『鎌倉大草紙』紹介と翻刻（一）

田 口 寛

要 旨

本稿は、梅光学院大学日本文学会『日本文学研究』四七に掲載の拙稿「架蔵写本『鎌倉大草紙』紹介と翻刻（一）」の続篇であり、現在、稿者田口架蔵の軍記写本『鎌倉大草紙』のうち、一二三丁分を翻刻したものである。架蔵写本の翻刻意義や、書誌事項、諸本系統・分類における位置付け等については前稿において述べたので割愛したが、本稿では、前稿に記した紹介文を補足するかたちで、今回翻刻した範囲の本文特徴を取り上げた。

キーワード 鎌倉大草紙 軍記 室町軍記 後期軍記 上杉禅秀の乱

はじめに

本稿は、梅光学院大学日本文学会『日本文学研究』四七に掲載の拙稿「架蔵写本『鎌倉大草紙』紹介と翻刻（一）」の続篇である。

この一連の稿においては、軍記（室町軍記・後期軍記）作品として知られる『鎌倉大草紙』について、現在、稿者田口の所蔵に架かる

写本全六八丁（墨付六七丁）の本文翻刻を進めているが、本稿（二）は、紙幅の都合等から、そのうち第一五丁ウラ初行から第二八丁オモテ末行までの、一二三丁分を収めることとする。第二二八丁オモテの終わりは、従来『鎌倉大草紙』の「上巻」といわれている部分の終わりでもある。

架蔵写本の翻刻意義や、書誌事項、諸本系統・分類における位置付け等については、前稿において述べたので割愛したいが、前稿に

記した紹介文を補足するかたちで、本稿が今回翻刻した範囲の本文特徴をここに取り上げたい。

一 本稿翻刻部分の本文特徴

前半に上杉禪秀の乱（一四一六）の収束過程を、後半に同乱の余波である諸方の騒動等を、内容に持つ本稿の翻刻部分は、前稿にも述べたとおり、架藏本自体の属する系統である所謂「二巻本系統」（稿者の分類・呼称する「彰考館本系統」）の特徴を多分に見せる。しかし次の特徴は、当該系統においては池田可軒本等（刈谷市中央図書館村上文庫蔵本も含む）のみ、それと東博本系統に属する本のみに一致するものである。

（一五ウ四行より）相伴兵には、長尾出雲守・大石源左衛門尉・羽継修理大夫・舍弟彦四郎・岩田将監・安保豊後守・惟助五郎・長井藤内左衛門尉、其外木部野九郎・寺尾源三・白倉の又二郎・加治二郎太郎・金子平太郎・金田平三初とし、宗徒の兵七百余騎打立ける。※句読点等は稿者による。

傍線にて示した部分は、前掲の数本以外には類書⁽²⁾にも見られない。となると、これが本来のかたちで他本が省略したと考えるよりは、当該数本のこの部分の共通祖本が、何らかの資料を参照するなどして増補したものかとも考えられる。

また、架藏写本の特徴的要素としては、次の本文が挙げられる。

（一〇ウ四行より）上方の打手、小田原迄責下り、味方⁽³⁾打交るよし聞⁽⁴⁾ければ、味方⁽⁵⁾は負ても悦び、敵⁽⁶⁾は次第に力を落。同九日、敵⁽⁷⁾大形心替りして味方に加りしかば、持仲満隆禪秀不叶して……

この箇所は、諸本「味方打負る」（敗北）とある部分が「味方⁽³⁾打交る」（合流）となっているのに続き、諸本はいずれも「敵は負ても悦び」「味方は次第に力を落」などと、「味方」「敵」の表記を逆にしている。すなわち諸本においては上杉禪秀軍にとっての味方・敵というわけである。しかし、禪秀軍を反体制側、足利幕府軍を体制側と見れば、当該本文のかたちのほうが理解しやすい。既に親本（未確認）の段階からこのような本文であった可能性もあるが、いずれにしてもその筆者は、叙述の視点を体制側に定置すべく改変を施したものと捉えられよう。

以上は比較的興味深いと思われる例であるが、ただしこの他に、武田陸奥守（信春）の子である信元の名を一貫して「信光⁽³⁾」と書寫するなどの錯誤も、少なからず存在する。数字の誤記がまま見られることにも注意が必要である。

二 架藏写本『鎌倉大草紙』翻刻

【翻刻凡例】

一、本文は、架藏写本『鎌倉大草紙』の翻刻である（未完）。

一、用字は通行の字体を用いたが、異体字をそのまま再現した部分もある。誤字と思しきものも可能な限りそのまま翻刻したが、一々に断らなかつた。濁点の有無も原本のままである。外字・難字は◆記号にて表した。「より」等の合字は、これも断りなく開いた。

一、原本の改行はスラッシュ／にて示し、改丁・改面は末尾に（2オ）の形式にて示した。

一、原本は一つ書き形式において、「一」の字を次行以下より一段高くして書き始めているが、翻刻においてはその書式を再現しなかつた。

一、書入は、本文とは別筆と見られるものは、翻刻に反映しなかつた。

一、原本の欠脱と思われる部分には亀甲括弧〔〕を入れ、括弧内を架蔵の『群書類従』版本にて補つた。ただしその際には他の同系（彰考館本系）本文も参照し、補入は最小限度に留めた。

一、適宜、括弧（）にて注記を施した。

【翻刻本文】

戦に敗北して両国の兵に見限られけり今更何者かかれ／に隨んやと宣ひける処に上杉藏人大夫憲長十四騎にて馳来門／をたゞかせ敵味方は知らず何様前浜には軍勢充滿す打／立給へと呼其時憲基物具し給ふ相伴兵には長尾出雲守／大石源左衛門尉羽継修理大夫舎弟彦四

郎岩田将監安保豊後／守惟助五郎長井藤内左衛門尉其外木部野九郎寺尾源三白倉の／又二郎加治二郎太郎金子／平太郎金田平三初とし宗徒の／兵七百余騎打立ける房州には御所へ馳参り上様いまた恙な／く御座候はゝ御供申是へ奉入へし若又御所中を敵取卷申／さは西御門に火をかけ宝寿院へ押寄一戦たるへきよし申合／処に持氏公はへ入せ給へは皆人大に喜ひ色を直し勇みける（15ウ）翌日は悪日とて犬懸よりもかゝらす佐介よりも不寄同四日未／明より佐介の口／＼へ御勢を被差向先浜西〔法〕男門には長尾出雲／守を初として房州手勢甘繩口少路佐竹左馬助薬師堂／面をは結城驛正無量寺をは上杉藏人大夫憲長氣生坂をは／三浦相模人々扇谷をは上杉弾正少弼氏定父子其外所々／方々馳向陳取同日新御堂殿宝寿院より打立給ひ御馬一疋一千／余騎若宮少路に陳を取千葉大助満胤嫡子修理大夫兼胤同／陸奥守康胤相馬大須賀原円城寺下野守を初八千余騎半／町表に扣らるゝ佐竹上総介入道嫡子刑部大夫（男依上三郎舎／弟尾張守一類に土佐美濃守三河常陸介郎等に河合淡路守／長瀬河西の者を初として百五十余騎浜の大鳥居より（16オ）極樂寺口に差寄陳を取扱犬懸の（「の」に墨点）道の手には嫡子中務大夫／舎弟修理亮郎等千坂駿河守子息岡谷豊前守嫡孫孫六／甥の弥五郎従弟／式部大輔塙谷入道舎弟平次左衛門尉蓮沼安／芸守石川助五郎加藤將監矢野小次郎長尾信濃守同帶刀／左衛門板田彈正忠小早川越前守矢部伊予守嫡子三郎其外／臼井小榎大武督係大田神田秋元神崎曾我中村の者共／和具を（「を」を貼紙にて抹消）先として二千五百余騎鳥居の

前より東に向ひて／鋒矢形に張陳斯て国々の諸勢集る間同六日に十
万騎にて／六本松に押寄る上杉弾正少弼氏定扇谷より出向て爰を先
途／と防戦けり岩松治部大輔渋川左馬助入替／＼攻しかば霜台の／
方には。（頭注あるを示す記号）上田上野介_城鈴疋田右京進討死す氏
定も自身深手を負（16ウ）て引退岩松治部大輔いよ／＼勝に乗気生
坂へ押寄凱を上の／霜台の手破れければ御馬廻_レの人々には梶原但
馬守海上筑後／守同信濃守椎津出羽守円（園カ）田四郎飯田小次郎
以下三十余騎／氣生坂_ヒ打上り防戦しかとも敵には荒手大勢馳加る
弥是に／力を得てもみにもふて責来梶原但馬守椎津出羽守も討／死
す板田海上園田四郎痛手負無量寺へ取入扱禪秀の方／には二階堂信
濃守同山城守其外駿河下総勢各七手_ヒ成て／荒手二万余騎にて攻來
る上杉藏人の手の者此勢_ヒ掛合大／庭を初として不残手を負引退
所々の軍味方打負ければ／岩松治部大輔渋川左馬助か手張兵走散
て国清寺_{上杉憲}に火を／かくれば火煙吹かけ味方の兵共煙にむせひ弓
の本末を忘て（17オ）伏て落行けり江戸遠江守今川三河守畠山伊
豆守其外宗徒の／兵卅四人討死す佐介の館に火懸_レしかば人力防に
叶はず／持氏落させ給ふ安房守も御供申極楽寺口へかゝり肩瀬／腰
越汀を遙に打過給ひ及黄昏小田原宿_ヒ着給ふ弾正少／弼氏定は深手
負御供も不叶して藤沢道場に入て自害し／て失給ふ行年四十三歳と
聞へし爰に土肥土屋の者共元／來禪秀一味なれば小田原の宿へ押寄
風上より火をかけ攻入／奉れは御所と憲基をは落し奉り兵部大輔憲
元父子／_#今川残止て討死して夜の間に箱根山に入らせ給ふ爰／に

て夜を明し翌日七日午の朝斗_朝に箱根別当御供／申是を案内者と
して駿河国大森か館_ヒ落給ひ爰も分（17ウ）内狭く小勢にていかに
も叶ひ難し其上甲州の敵程近し是／より駿府今川上総介を御頼可然
と評定有て駿河の瀬名へ／御通りある今川上総介範政は氏定の婿に
て御所へも常に／通らるゝ故也御跡より参る人々御所の御行_未を
知らす唯伊／豆の名古屋の国清寺へ御座のよし披露有ければ木／部
将監以下宗徒の人々皆国清寺へ馳集る敵も名古屋に／御座とや思ひ
けん狩野介_レ伊豆奥の兵とも走湯山の大／衆をかたひ大勢にて同
十日国清寺に押寄ける寺中は／御奉公の面々佐介の手のもの都合百
余人には不過矢軍に／時を移す／然といへ共寺中矢種尽敵は持楯を
つき寄／武士と大衆入代／＼火を懸て責しかば憲基は夜に（18オ）
紛れ落給ふ木部将監満範を初として廿一人高矢倉に／上り一同に自
害して失にけり安房守は越後をさして／落行公方は瀬名迄落させ給
ふ去程に新御堂殿_ヒ持仲／鎌倉に御座まし関東の公方と仰かれ給ふ
然共近国猶持／氏の味方にて召に不応さらば討手を遣すへしとて持
仲／を大將として中務大輔憲顕其弟伊予守憲方武州／へ発向す憲顕
はいたわる事ありて留り予州を大將軍と／して十一月廿一日に小机
辺迄出張す持氏御方には江戸豊島／二階堂下総守井南一揆_井完戸備
前守兵共入間川に馳／集_リ陳をとる伊予守／持仲御供申入間川発向
す其道にて／同十二月廿三日世谷原_ヒて合戦を始終日戦くらしける
か伊予（18ウ）守打負て鎌倉として引返す江戸豊島勝に乗追かけ／
しかば伊予守も持仲も漸同廿五日の夜_ヒ入鎌倉へ帰給ふ又／上野国

にて禪秀の婿岩松治部大輔本名成りとて新田成り、かへり館林辺へ

打て出国中過半隨へける由良横瀬長尾但馬守持氏の御方として十

二月十八日岩松と合戦す岩松家老今井新左衛門討死して岩松は引退き同月廿二日猶岩松多勢にて押寄ける横瀬長尾勝ほこりたる折からなれば頓て押寄残らす追散しける去程に駿河国司今川上総介範政京都へ注進申ければ不日に禪秀一類[#]新御堂殿持仲公可追討のよし御教書を給はる上総介関東の諸家中廻状を送らるゝ

(19オ)

今度関東御開事先以驚入存候仍事子細如風聞者右衛門佐入道依構逆心候承京都上聞乎致如此沙汰之由披露候間就左様之篇面々被成与力候一端者雖無誤似候有名無実之至誠狂惑之次第候就中風渡当國^江御移之条希代未聞也上意以御合力之儀諸人^江被成御教書可致忠節之旨被仰下^{(利カ)〔既カ〕}則院の御幡下着候上者御堂殿持仲公者不承上命候事明白候也抑今度如此上意嚴重候間自是重而被成下御教書候雖然都鄙背貴命候而強叛逆之輩^ヒ被致同意〔者且〕先祖譜代ノ忠勤失此時子孫の後跡猶永被成他人拜領地事為君成不忠^ヲ為家似無^ニ育所詮今觀応年中^二(19ウ)曾祖父心省祖父範氏等於当國由比山^一抽忠節[#]関東ノ諸人降参後被申沙汰并天下静謐^ニ帰基イ事旧例勿論也此上者知非^ヲ改^ハ属^シ理^ハ被忠節者云^シ彼云^レ此順儀也若不^レ然者早速^ニ被^レ馳^ニ向^ハ當陳^ニ被^レ決^{ニセ}雌雄^ヲ事尤所望也以^ニ此兩條^ヲ一途^ニ被致^ニ返報^一儀^ヒ被^レ定事

可^レ然候哉恐々謹言

十二月廿五日 今川上総介

去程に今川勢三島陳をとり先陳は葛山同荒川治部大輔大森式部大輔今川門族瀬名陸奥守足柄を越て曾我中村を攻落し小田原陳を取朝比奈三浦北条小鹿箱根山を越伊豆山の衆徒[#]土肥土屋中村岡崎を攻落(20オ)し同小田原国府津前川に陳を取明れば応永廿四年正月一日鎌倉より満隆御所[#]禪秀武州世谷原に陳を取南揆[#]江戸豊島と合戦しけるか江戸豊島討負て引退きけり然といへ

共上方の打手小田原迄責下り味方打交るよし聞け^レれは味方は負ても悦ひ敵は次第に力を落同九日敵大形心替りして味方に加^リしかは持仲満隆禪秀不叶して其夜鎌倉へ没落なされ同十日禪秀子息宝性院快尊法印の雪の下御坊に御籠り満隆御所同持仲右衛門佐禪秀俗名^ニ氏憲子息伊予守憲方其弟五郎憲春宝性院快尊僧^ニ都武州守護代兵庫助氏春を始として悉く自害して失にけり嫡子憲顕はいかにして遁れたりけむ此戦より(20ウ)前にいたわる事有てかたはらに引籠りおはしけるかひそかに京へ逃上らる今川勢江戸豊島両方より鎌倉へ乱入斯て持氏御所同十七日鎌倉へ還御なり淨智寺に入らせ給ふ其後江戸豊島を初忠節の人々禪秀一類の没収地を分給大森^ニは土肥土屋か跡を給小田原に移り箱根別当は僧正に申さる今川範政は京都より副将の綸旨を給けり御所未出来は同二月廿四日梶原美作守屋形^ヘ入御成卯月廿八日大藏の御所へ還御なる爰に又禪秀か婿岩松入道天用は禪秀か残党を集め上野国^ニ岩松に

蜂起しけるを舞木宮内丞馳向ひ合戦して／悉く追散し天用を生捕にして鎌倉へ奉りければ（21オ）五月十三日竜の口へ引出し首をはねられけり彼か先祖は／足利義兼か二男岩松一郎義純畠山重忠の妻女^ヰ跡式を／給る始而源家の畠山と号す義純の二男岩松五郎経兼其子／息遠江太郎政経新田下野守頼春か猶子と成て新田下野／太郎と号す其一男岩松兵部太輔経家は建武二年七月／討死す其弟新田岩松治部大輔直国は後に將軍方^ニ成り／鎌倉基氏公の近臣にて武州岩殿山合戦に忠を尽しける／其子右馬頭持國其子治部大輔若年にて早世今天用其／跡を継て国府に至りけるか故なき謀反に組して誅罰／を蒙^カける安房守憲基はいかゝ思ひ給けん同廿八日職を／解^カし三島へ下向有しを漸々（「漸」の左傍に「○」）に被仰下ければ九月（21ウ）廿四日鎌倉へ帰参六月晦日又管領に成給ふこそ日出度けれ／一 応永廿五年正月廿四日權大納言義嗣卿終に以て御生害／行年廿五歳也法号は円修院道繩庵主と申／

一 応永廿六年十一月六日上杉安房守憲基痛に依て管領を／解^カし子息四郎憲実當職を承り安房守に任す此人は／文道に心をかけ武道を常に嗜みければ人皆なひき隨ひけり／

一 応永廿九年十月十三日佐竹（上総）入道家督の事に付て御不審^ヲ蒙^カ比企谷にありけるを上杉淡路守憲直に被仰付発向／しけれは佐竹も打て出防戦けるか終に不叶法花堂にて自害／して失ぬ其靈魂崇をなしける間一社の神に祭にけり／

一 応永卅年（癸卯）春の頃より常陸国住人小栗孫五郎平満重（22オ）と

いふ者有て謀反を起し鎌倉の御下知を背ける間持／氏御退治として御動座被成結城の城まで御出〔同〕八月一日より／小栗の城を責らるゝ小栗兼てより軍兵數多城より外へ／出し防戦けれども鎌倉勢是一色左近将監木戸内匠助先／手の隊^{タインヤ}将として吉見伊予守上杉四郎荒手にかはりて／両方より責入ければ終に城を被責落小栗は行方知らず／落行けり宇都宮右馬頭持綱も小栗に同意して落行／けるを塙谷駿河守追かけ討取ける桃井下野守佐々木近江／入道も是等に一味のよしにて同八月八日被討取八月十六日／結城より武州府中へ御帰陳あり高安寺に御陣座明^ル応／永卅一年三月三日京都より服西堂為御使下向有是は（22ウ）京都の御下知もなくして大名數多御誅罰の事条々御／咎^{キテ}の儀也持氏大に驚給ひ奉対京都一切不存私曲白今以後は可抽無^ニ忠勤由告文を以被申上西堂五月十日上洛九／月重而下向有て都鄙御和睦有り日出度事限なし十月／廿三日御陳所武州府中の高安寺炎上の間同十一月十四日／持氏公鎌倉へ還御同十一月廿日御舎弟奥州の稻村殿謙／倉へ御上り是は今度京都御和談事無御心元被思召奥州^ニは／眼代残し置御上^トのよしにて永安堂に御座同廿四日持氏／御悦の余に永安寺へ御出御重代の牛の御目貫を被進同廿／一日重て御重代の鑄通の御腰物を給^カり何も御当家／嫡々御相伝の御宝也（23オ）

今度小栗忍ひて三州へ落行けり其子小次郎^{重助}はひそかに／忍ひて関東^ニ有けるか相州権現堂といふ所に行けるを其／辺の強盜とも集りける所に宿をかりければ主の申は此牢／人は常州有徳仁の福者の由

聞く（「て」に「く」を重書）定て隨身の宝有へし／打殺して可取
よし談合す乍去健なる家人ともありいか／せんと言一人の盜賊申
は酒に毒を入殺^サといふ尤と同し宿々／の遊女共を集め今様なう
たはせ踊^ヒたはむれかの小栗／を馳走の体にもてなし酒をすゝめけ
る其夜酌に立ける／てる◆（婢力）といふ遊女此間小栗にあいなれ
此有様を少しだり／けるにや自らも此酒を呑すして有けるか小栗を
あわれみ／此由をさゝやきける間小栗も呑様にもてなし酒をさらには
(23ウ)呑さりけり家人ともは是をしらす何れも醉伏てけり／小栗
ばかりそめ^ニ出る体にて林の有間へ出て見ければ林の／内に鹿毛な
る馬をつなぎて置けり此馬は盜とも海道中へ／出大名の往来の馬を
盜来^リけれ共第一の荒馬にて人を／も馬をも喰ふみければ盜賊とも
不叶して林の内^ニつなぎ／置けり小栗是を見てひそかに立帰^リ財宝
少々取持／て彼馬に乘鞭を進め行けり小栗は無双の馬乗にて／片時
の間藤沢の道場へ馳行上人を頼ければ上人憐み／時衆一付て三州、
被送彼毒酒を呑ける家人^ヲ遊女は／少々醉^エ伏^ケけるを河水へ流し沈め
財宝をも尋取小栗／を尋けれどもなかりけり盜人とも其夜に分散す
酌に立ける遊(24オ)女は酔たる体にもてなし伏けれ共元來酒を呑
さりければ／水に流^リ行川下よりはい上り扶^リけり其後永亨の頃小
栗／三河より来て彼遊女を尋出し種々の貨^ヲを与へ盜／ともを尋み
な誅罰しけり其孫は三河^ニ代々居住すといへり

甲斐国住人〔に〕逸見中務丞有直と云もの有古より逸見武／田小笠

原三家は甲州の大将なりしかば頼朝の御時に加加美／小笠原信濃国

の守護となり信州に移給ひ甲州半国／石沢五郎に給りそれより代々
初中郡^ヲを知行有／東郡は加藤西郡は逸見給はりしを後には一円に武
田／拝領して加藤は被官に成逸見は公方へ御奉公の体也西／郡名字
の地^ヲ斗^カ知行有しかはいかにもして武田を(24ウ)絶して甲州一円
に守護せばやと持氏公^モ忠功尽し／ける今度禅秀逆心して京鎌倉よ
り退治に成し／かは武田安芸守入道明庵は禅秀の小舅^ヲ也千葉修理
／太夫兼胤は婿也兩人共に持氏を背きけるを逸見能時／分也と思ひ
持氏の寵臣二階堂三河守は逸見縁者なれば／是を頬色／甲斐の事
望ける去程に甲斐国は関東の／御分国にて基氏の御所の御時より鎌
倉へ出仕申といへ共明庵も／禅秀の事に恐れ不參候間鎌倉より御勢
を向られ隊^ヲ將^カ／は上杉淡路守憲宗也千葉は早々降参す武田安芸
〔守〕信満も／つか郡へ馳出一年に及て合戦すといへとも多勢に無
勢不叶／終には打負信満は甲州都留郡木賊山^ニて自害して(25オ)
失ぬ法名庵道光爾時応永廿四年一月六日の事也安^ニ芸守信満一男
武田三郎信重是は都留郡にて生る／母方は平氏小山田弥三郎女の腹
也／此時信重出家し法名／を光増坊と号し忍ひて高野山^ニ上り後は
道／成と改名す其頃〔祖父〕陸奥守花峰入道の末子武田信濃守／信
光は禅秀一味の儀はなけれ共恐れをなし出家にて／高野山^ニ上り空
山と改名して閑居す甲斐国は逸見／に給り打入けり然といへ共京都
公方より御引渡はなし／鎌倉殿よりの御意^ヲ斗^カ也此時信満入道明庵
〔明〕の字は「入」に「明」を重書の二男右馬助／信長と言人あ
り一人國へ立帰り郡内の加藤入道梵玄を／相具し西郡^ヲ押寄逸見と

合戦数年也此加藤と申は（25ウ）頼朝の御時武田の兄弟に安田遠江守義定と申て遠江／当国を給し人有梶原が讒言して安田謀反のよし／頼朝へ申上ける間頼朝大に感し則梶原と加藤の先／祖加藤景廉と二人に打手を被下義定は法光寺^レて自害／被成然は義定の跡を加藤に被下甲斐國に加藤と申在／所有是は彼加藤入道妙法房の居所を後に在所の名に申と／也「拵」梶原が末子源五景則と申て甲州に來りその名字も／于今此国に伝る義定の亡魂有ければ恐をなし法光寺／に多聞天王に作、其亡骨を中に治て法光禪定とて／〔今も〕中^レ有加藤景廉の末孫にて此梵玄入道も頼朝より／給る所の義行の長刀于今所持也逸見武田両家の合（26オ）戦応永廿四年に初る終に逸見は打負或は打死或は自害^レ／及び残る人々鎌倉へ歎き申間持氏大にいかり給ひ応永／卅三^{丙午}年一色刑部大輔持家為隊將一千余騎発向す然／れども甲州は要害能国にて人の心不敵なれば鎌倉勢を／事共せず度々の戦に持氏方の打負しかは持氏御旗を／むけらるゝ同六月廿六日武州横山口より発向有て武田を／責らるゝ信長も猿橋駆向ひ責戦といへ共同八月朔日／武州の七党秩父口より乱入しかは八月廿五日不叶信長／兜を脱降参しけり御免被成鎌倉^レ召連ける加藤／入道は無双の大力にて鉄の棒を杖につきて参りける見る／人目を驚けり甲州をは京都^レ御申上られ逸見に可被下（26ウ）候由海老名三河守を以て再三訴詔^{〔公証〕}有しかとも其頃の／公方義持公は高野に有し信濃守信光を召出して／是に給はるへきよしの上意にて信光甲州の国に打^レ入りけり／鎌倉殿も力に不及信光に御教書を給^レけり逸見は元の

／ごとく西郡名字の地斗^{〔斗〕}を知行す信光は武田陸奥守に／成鎌倉^レ出仕申法名は淨国院信光の子あり彦一郎と／号す父より先に逝去す信光の甥也武勇もよし信長^レ／家を禅^レたく思ひけれども一度禅秀一味の科有て京／より御免なし然る間信長の一男伊豆千世丸とて土屋か／女の腹に生れし子を養子^{〔子代〕}定て系図^{〔子代〕}代々の御感書／手次証文不残相伝也其頃信光の家来跡部駿河同上野と（27オ）申て甲州の守護代預^レ一類數多有^{〔子代〕}之何事も信光／の方を背き横行しけり信光一期の後伊豆千代に跡部／背きける甲州に輪宝一揆日一揆とて両一揆有輪宝一／揆の侍跡部に一味して逆心を企つ信長方は加藤も／早世し日一揆の人々斗^{〔争〕}にて度々に合戦有しかとも／運や此時にて果けんから河合戦に日一揆みな打負信／長は忍ひて信濃^レ打越し京へ登り給ひける此時甲斐は／鎌倉の分国なれば持氏を頼み被申はやかて御加勢をも／可給に京へ信長被参ける故に京公方と鎌倉殿の御意趣／の起り初是也拵京公方は普光院殿、御時也如何思召／けん信長に先遠江国蒲の庄御厨にて千貫の地を（27ウ）懸命のために給^レける信長は初て京へ御奉公申暫く／徘徊して有し時兄の道成は高野より下り京へ／出ける公方是は禅秀一味の張本也打て參すへきと被仰下／といへとも信長兄に孝行第一の人にて西国に隠し置／糧を運ひて助ける此間跡部兄弟公方の御下知もなく／して暫く国を押領す（以

下空白）（28オ）

（未完）

注

- (1) 一〇一二年一月刊行。
- (2) 上杉禪秀の乱関係類書については、拙稿「『禪秀記』をめぐる一つの環境——浅羽成儀と『富麗記』と——」(一〇〇五・一一『古代中世文学論考』一六 新典社)等を参考されたい。該稿に取り上げた以外には、『鎌倉管領九代記』『鎌倉九代後記』等がある。
- (3) ここは何らかの考証に基づくものではなく、見誤りによるものであろう。室町期の甲斐武田氏については秋山敬氏『甲斐武田氏と国人——戦国大名成立過程の研究——』(一〇〇三・四 高志書院)等を参照、信元の別名としては「満春」が系図類によつて知られる。